

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **千葉県** (都道府県: 千葉県)  
 本事業の担当部局名 **都市局建築部住宅政策課住宅企画第一班**

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	千葉県結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	平成30	年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	11,700,000				円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)						
	<地域における実情と課題> 本市の人口は、2020年に98万人に達したが、その後減少する見込みであり、2040年には、90万7千人と2002(平成14)年度の水準まで減少する見通しである。また、人口千人に対する婚姻率は、1998(平成10)年の6.8から2020(令和2)年は4.0となり、出生率についても、1998(平成10)年の9.7から2020(令和2)年には、6.1となるなど、減少傾向にある。今後は結婚し親となる世代である20~40代の人口比率が減少していくことを勘案すると、これからも増加に転じることは難しい見通しである。特に、開発完了から概ね40年以上経過した高経年住宅団地の高齢化率は、全市平均の26%に対して36%と高く、人口減少もより顕著となる見通しである。						
	<本個別事業の位置付け> 千葉県基本計画のまちづくりの総合8分野のうち「子ども・教育」分野において、政策の一つとして「子どもを産み・育てやすい環境を創る」を掲げ、 施策1: 妊娠前から子育て期までの支援の充実 施策2: 子育てしやすい保育環境の充実 施策3: 困難な状況にある子どもや家庭への支援の充実 施策4: 児童虐待防止対策の強化 施策5: 障害のある子どもとその家族への支援の充実 の施策を行うとしている。本事業については、上記施策1を実現するために実施するものである。						
	(本個別事業における現状と課題)						
(課題への対応)							
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>						
	<b>【補助対象要件】</b>						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	<b>【補助上限額】</b>						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
<b>【対象費目】</b>							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
<b>【その他独自要件】</b>							
・一般財源により、パートナーシップ宣誓世帯も対象世帯とする。 ・千葉市内の高経年住宅団地外から千葉市内の高経年住宅団地へ転居している夫婦等を対象とする。また、夫婦等のいずれにも市税の滞納実績がないこと。 ・2年以上の居住意思を要件とする。							
<b>2. 申請見込</b>							
①新規世帯見込	上記のうち	30	世帯				
	ともに29歳以下	18	世帯	左記以外	12 世帯		

**【積算根拠】**

ともに29歳以下:18件(支給見込世帯数)×450千円(補助申請額見込)×1/2(補助率)  
=4,050千円  
上記以外:12件(支給見込世帯数)×300千円(補助上限額)×1/2(補助率)=1,800千円  
※支給見込世帯数は、若年層(39歳以下)同士の婚姻件数(H29～R2年千葉県保健統  
計)、その内所得が500万円/年未満の割合(平成29年就業構造基本調査)、高経年住宅  
団地選択率(実績値)を参考に推計している。  
※ともに29歳以下の世帯については、過去の実績において、住宅取得の方法が購入より  
も賃貸である割合が高いため、補助申請額の見込を450千円(補助上限額は600千  
円)として推計している。

**【令和4年度申請状況】**

(令和 4 年 6 月～令和 5 年 1 月)  
申請 実績 世帯数 11 世帯

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	無	世帯 円
	対象経費支出予定額			

**3. 広報の実施予定**

チラシの印刷を行い、不動産業者等に配架を依頼する。また、各区、各市民センターへ30枚ずつ配布する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		ファミリー・サポート・センターの延べ利用人数	件	12,822 (R6)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.21(令和3年)	
	婚姻件数	件	3875(令和3年)	
	婚姻率		4(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	53
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	85	81.3
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	90	87.5
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県で運用している、結婚から妊娠、出産、子育て期まで、切れ目のない支援を行うための取組「チーパス・スマイル(スマートフォンアプリ)」を活用し、千葉市結婚新生活支援事業の周知について、連携を図る。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	チラシの印刷を行い、不動産業者等に配架を依頼する。			

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。  
 ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け  
 ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)  
 ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載する。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。